



新規開発案件について特許出願する予定ですが、早期審査を利用しようと思います。早期審査の上手な活用法について教えてください。



(長野県 K. W)



1. 早期審査制度について

早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて特許庁審査官が通常よりも早く審査を行う制度です。

早期審査の対象となる出願は、以下の6タイプです。

- ① 実施関連出願
- ② 外国関連出願
- ③ 中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願
- ④ グリーン関連出願
- ⑤ 震災復興支援関連出願
- ⑥ アジア拠点化推進法関連出願

2. 早期審査の手続き

早期審査の申請にあたっては、特許庁に対し、対象となる特許出願の審査請求を行うとともに、「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

事情説明書には、一部例外がありますが、書誌事項の他、早期審査を申請する事情、先行文献の開示および対比説明を記載します。

なお、特許庁に対する費用は無料です（通常の審査請求料等は別途必要になります）。

3. 早期審査のメリット

早期審査を申請して受理されると、特許庁での審査順番待ち期間が、申請から平均約3カ月となり、通常の出願に比べて大幅に短縮されます。

したがって、審査結果としての査定（特許査定または拒絶査定）を得るまでの期間についても、通常よりも大幅に短縮されることとなります（出願から1年以内）。

4. 早期審査の活用法

上記のメリットを最大限に生かすことが、早期審査制度の上手な活用方法です。以下、具体的な活用法について、いくつか説明します。

(1) 上記のように、早期審査制度を利用すると、査定（審査結果）が1年以内になされますが、この1年という期間は、外国出願するためのパリ条約による優先権の主張期間です。つまり、パリ優先権主張期間内に、審査結果が分かることとなります。

よって、早期審査を利用して早期に得た審査結果を、外国出願するか否かの判断やどの国に出願するか判断などに活用することができます。

(2) また、1年以内に査定を得ると

いうことは、対象となった特許出願の出願公開前に、審査結果を得ることができるということです。

よって、審査結果を踏まえてさらなる創意工夫をし、対象となった特許出願の出願公開前に、新たな充実した特許出願を行うことができます。

(3) さらに、1年以内に特許査定を得た場合には、対象となった特許出願の出願公開前に、特許権を設定登録することができます。

ここで、特許査定の際の謄本送達があった日から30日以内（特許の設定登録料を納付するまでの間）に、対象となった特許出願の分割出願を行います。

そうすると、競合他社が当該特許の公開を知ったときには、既に特許権が設定登録された状態であり、しかも、新たに分割出願された状態です。つまり、確定した権利と権利範囲を補正可能な出願（子出願）とが併存することになります。

5. まとめ

以上のように、早期審査のメリットを最大限に生かすことで、知財活動を事業に沿って進めることができますので、ぜひ、上手に利用してください。